

【労災保険指定医療機関】

提出書類の詳細

1 新規指定申請のとき

※毎月1日を指定日とするため、20日までにご提出ください。

- (1) 労災保険指定医療機関指定申請書〔様式第1号〕
- (2) 病院（診療所）施設等概要書、施設の図面及び地図〔様式第2号〕
入院室料加算対象病室報告〔様式第2号別紙〕（該当する医療機関のみ）
- (3) 開設許可証（診療所は届書（受付印が押印されているもの））（写）
- (4) 開設者及び管理者の履歴書（写真不要）
- (5) 医師免許証及び履歴書（在職する全医師のもの）（写）
- (6) 中国四国厚生局の保険医療機関指定通知書（写）
- (7) 労災保険指定病院等登録（変更）報告書 1枚目〔診機様式第20号〕
労災保険指定病院等登録（変更）報告書 2枚目〔診機様式第21号〕

2 オンライン請求を希望するとき

- (1) （労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出

3 申請内容を変更するとき

変更届に記載されている項目に変更があったとき

- (1) 労災保険指定医療機関内容変更届〔局様式〕
- (2) 労災保険指定病院等登録（変更）報告書 1枚目〔診機様式第20号〕
労災保険指定病院等登録（変更）報告書 2枚目〔診機様式第21号〕
- (3) （開設時の許可書等に変更があったとき）変更後の開設許可書及び中国四国厚生局の
保険医療機関指定通知書（写）
- (4) 医師免許証及び履歴書（医師の異動があったとき）

4 医業を廃止、休止したとき

- (1) 労災保険指定医療機関休止・辞退届〔様式第7号〕

お問合せ先・提出先

〒730-8538

広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎2号館5階

☎ 082-221-9245

広島労働局労働基準部労災補償課 医療係